

相手国・政府・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 限 度 額 及び 使用 期 限 (注2)	署 名 日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告 示 日 告 示 番 号 (注4)
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	77,000千円 H17.3.30まで	H16.3.31 マニラで (同日)	日本側 江川明夫在フィリピン臨時代理大使 フィリピン側 デリア・ドミニゴ・アルバート外務長官	H16.10.18 677号
フィリピン	食糧増産援助に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H17.3.30まで	H16.3.31 マニラで (同日)	日本側 江川明夫在フィリピン臨時代理大使 フィリピン側 デリア・ドミニゴ・アルバート外務長官	H17.3.25 142号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	171,000千円 H17.3.31まで	H16.6.29 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィリピン大使 フィリピン側 デリア・ドミニゴ・アルバート外務長官	H16.10.4 651号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	372,000千円 (H16年度 50,000千円) H17.3.31まで (H17年度 161,000千円) H18.3.31まで (H18年度 96,000千円) H19.3.31まで (H19年度 65,000千円) H20.3.31まで	H16.6.29 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィリピン大使 フィリピン側 デリア・ドミニゴ・アルバート外務長官	H16.10.4 652号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	101,000千円 H18.3.31まで	H17.7.8 マニラで (同日)	日本側 山崎隆一郎在フィリピン大使 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H17.8.16 794号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ハイラ・ムハムの無償資金協力取極一観

一一一六

相手国 政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピン 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機会を与えるために必要な役務の供与 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	(H17年度 344,000千円 H18.3.31まで 34,000千円) 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	(H18年度 160,000千円) H19.3.31まで 97,000千円) H20.3.31まで 53,000千円) H21.3.31まで	日本側 山崎隆一郎在フィリピン大使 マニラで (同日) ・ フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H17.7.8 H17.8.17 806号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
- (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、――――――と記している。
- (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
- (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。